

令和元年度行政監査 措置状況報告書

部局名：区長部局

1 指摘事項

(1) 法令に定められた事項の未実施

協会の貸借対照表（区の補助金の執行実績を含む決算書）について、一般法人法第128条、一般法人法施行規則第88条及び定款第45条に規定する公告がなされていなかった。 <p style="text-align: right;">（文化・交流課、協会）</p>	
所属名	措置状況
文化・交流課	今後は、通常総会終了後速やかに公示を行うよう協会に対して申し入れするとともに、実地に赴いた際に確認を行う。
協会	貸借対照表については、今後、社員総会での承認後、定款で定めているように見やすい場所に掲示することとする。

(2) 決算書の誤り

協会の30年度決算報告において、正味財産増減計算書「正味財産期末残高」と、貸借対照表「正味財産合計」・財産目録「正味財産合計」の金額が合致しないなど、決算書の記載に不整合や漏れがあった。 <p style="text-align: right;">（文化・交流課、協会）</p>	
所属名	措置状況
文化・交流課	区の確認を徹底するとともに、決算にあたっては税理士等に十分相談の上適切に処理するよう協会に求める。
協会	決算書上の金額の不一致については、今年度調査したうえで整合し漏れの無いように対応する。

(3) 現金管理の不備

協会事務所における実地での監査（令和元年12月4日）において、現金の帳簿残高（333,063円）と実際有高（339,221円）が一致していなかった。 <p style="text-align: right;">（協会）</p>	
所属名	措置状況

協会	今後は適切に簿記及び現金を管理し、加えて定期的に帳簿残高と実際有高を突合し、経理上の誤りが無いよう努める。
----	---

2 意見・要望事項

(1) 観光ビジョンの評価について

2年ごとではあるが、観光ビジョンの実績が評価を含めて取りまとめられており、精度に課題を残すものの、これにより計画の進行状況が一定程度把握されていることは、現状において、おおむね妥当な管理といえる。

ただ、現観光ビジョンでは、アクションプログラムの目標が「取組の方向性」として、「新規」、「継続」、「検討」といった抽象化されたものとなっているため、評価の客観性において、当初から困難が予想された。現実には、判断基準の設定が難しく、評価は事実上各所管に任せられたところがある。また、評価区分D「わからない又は評価不能」のように、「効果が判断できずに、ではなぜその事業をやっているのか？」という疑問を生じさせるような項目は、指標内容の再考や十分な説明での補足が求められる。

そうした欠点を補うため予定されていることが、「学識経験者等による評価組織」による評価であり、専門家や関係者の見識に基づく総合的な判断に委ねようという仕組みである。しかし、目標があいまいな中で、評価組織の論議が必ず焦点を結ぶ保証はなく、これを行うにしても、評価の枠組みをもう少し固めることができなければ、所期の成果を上げることは難しいと思われる。

このような現状から、やはり具体的な業績目標の設定がまず重要と考えられる。現観光ビジョンの改定時などをとらえ、主な施策においては、成果指標や数値目標を設定するように努めて欲しい。

(文化・交流課)

所 属 名	措 置 状 況
文化・交流課	今後の観光ビジョンの改定時をとらえ、主要な施策においては成果指標や数値目標を設定するように努める。

(2) 2020年をきっかけとした「おもてなし」プログラムについて

競技大会の開催を本年7月に控え、2020年をきっかけとした「おもてなし」プログラムは、ひとつの区切りを迎えつつある。進捗状況に遅れの見られるものに関しては、例えば、「外国語が堪能なガイドの育成」の場合、目黒区国際交流協会の協力も得て、通訳者派遣と協会のボランティアガイドで当面の対応を図るなど、代替措置を講じることも含めて、準備を加速されたい。

(文化・交流課、協会)

所 属 名	措 置 状 況
文化・交流課	令和元年度に協会にてボランティアガイド養成講座を実施した際に、目黒区国際交流協会（MIFA）の通訳ボランティアも参加した。今後も協会と MIFA が連携して事業が進められるよう支援していく。
協会	令和元年度に、ボランティアガイド養成講座を実施し、目黒区国際交流協会（M I F A）の通訳ボランティアも参加し、当協会のまち歩きボランティアガイドに登録した。今後も、M I F A と連携した事業を進め、外国人対象の事業も進めていく。 また、外国人を対象としたまち歩き事業を初めて実施した。

（３）区の補助金について

<p>協会の収益事業において、現在物販の商品制作等に要する費用も補助金から支出されている。協会には利益のみが帰属しており、将来的に区がその自立を望むのであれば、まずはこうした分野から協会に負担を求めるべきであり、それによって補助金の見直しを進めることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（文化・交流課）</p>	
所 属 名	措 置 状 況
文化・交流課	<p>協会の物販については、目黒区の観光 PR 事業としてとらえ、区の補助金を製作費や商品購入費に充てることを認めてきた。</p> <p>今後は、製作費や商品購入費は特別会計から支出する様にする。加えて、協会の自主財源確保につながる収益事業の確立に向けた支援を行う。</p>

（４）協会の業務執行理事（会長と副会長）の理事会への報告について

<p>一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定には、業務執行理事は「三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない」とあるが、それがなされていない。法の規定のとおり報告するか、理事会の状況等からそこまでの必要がないのであれば、同項のただし書により「每事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨」を定款に定め、その規定に基づき報告を適切に行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（協会）</p>	
所 属 名	措 置 状 況

協会	令和2年度に定款を改訂し、法第91条第2項のただし書を適用できるように提案する予定である。
----	---

(5) 協会の財務事務について

<p>現在以下の諸点に課題が見られるので改善に向けて取り組まれない。</p> <p>ア 30年度決算書類の正味財産に係る金額の不一致は、令和元年度決算の前年度繰越額の不確定を意味するので、早急な原因解明と対応を要する。</p> <p>イ 会計、契約、予算及び決算等に係る事務処理の原則を定める財務関係規程が現在ない。その制定が必要である。</p> <p>ウ 決算時において、商品の棚卸の実施や、預金口座の残高証明書の取得が求められる。</p> <p>エ 収入金として多額の現金が保管されている。必要最小限の小口現金を除き、保管金はすみやかに取引銀行に預け入れなければならない。</p> <p>また、現金の手元有高については、短い間隔で定期的に、現金出納帳の残高と照合すること。</p> <p style="text-align: right;">(協会)</p>	
---	--

所 属 名	措 置 状 況
協会	<p>アについては、原因を解明したうえで令和元年度の決算書を作成する予定である。</p> <p>イについて、3月の理事会で財務規程及び給与規定を制定し、令和2年4月1日から施行している。</p> <p>ウのうち、商品の棚卸については、適宜実施することとし、預金残高については今後残高証明書をとって確認することとする。</p> <p>エについては、必要最小限の現金を保管することとした。</p> <p>なお、今後は適切に簿記及び現金を管理し、加えて定期的に帳簿残高と実際有高を突合し、経理上の誤りが無いよう努める。</p>

(6) 協会の組織運営について

<p>現在、例えば、新たな事業の企画や運営に係る意思決定は、事務局が事業運営会議で会員の意見や要望を聞きながら、必要があれば区と協議してその原案を固める。そして、業務執行理事（会長と副会長）の了解を得たうえで、同理事が理事会に提案する形で決議してもらうという流れが基本となっている。このため、実質的な検討は、主に事務局が担い、業務執行理事と理事会の参画は最終段階というスタイルである。</p>
--

一般社団法人の業務執行の決定は理事会、業務を執行するのは業務執行理事、その事務の処理が事務局という法人運営の原則に照らすと、現状では意思形成過程における業務執行理事の関与は弱く、事務局のそれが強すぎるように思われる。

この改善のためには、一つは、定款第41条の規定に基づき、業務執行理事と事務局職員を構成員とする、主要な事業等の検討を行う委員会を設置し、新たな協議の場をつくるという方法がある。もう一つは、事務局長を理事とし、かつ業務執行理事に任じて、業務執行理事を事務局に迎えるようなやり方である。これは理事会に常勤の理事を加えることになり、その強化にもつながる。

原則的な法人運営に一層近づけるために、こうした検討を進められたい。

(協会)

所 属 名	措 置 状 況
協会	事業の企画や運営に係る意思決定については、その企画の段階で内容について業務執行理事（会長、副会長）に諮り、企画内容についても吟味し、了解を得たうえで、議決事項については理事会の承認を得て執行していく。